

## 創刊のご挨拶

全国銀行協会会長 (三菱東京 UFJ 銀行頭取) 畔柳 信雄

全銀協は、平成 17 年 11 月に「行動憲章」を制定し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的にその責任を果たしてゆく旨を明記いたしました。企業の社会的責任が広く問われる中、金融機関には、持続可能な経済・環境・社会に貢献していくため、金融の役割・特性を活かした活動を中心に、社会的な課題の解決に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。



平成 18 年度の全銀協活動においても、「CSR 活動の推進」を重要課題の一つに掲げ、平成 19 年 3 月 6 日には「金融調査研究会」の研究成果を踏まえ、「金融機関における CSR 活動や環境配慮行動を考える」と題するシンポジウムを開催いたしました。シンポジウムの提言にもありました通り、全銀協には、先進的な金融機関の対応事例をご紹介すること等を通じ、会員銀行の取り組みを積極的に支援していくことが求められております。

今般、平成 16 年 7 月以来発行を続けてきた「全銀協エコレポート」を、「全銀協 CSR レポート」とあらため、環境問題にとどまらず、CSR 全般に関するトピックスを広くご紹介することといたしました。本レポートが、各金融機関の CSR 活動推進の一助となるよう、内容の一層の充実を図ってまいりたいと考えます。引き続き、会員各行のご理解・ご協力をお願いいたします。

### ～目次～

|   |    |
|---|----|
| 創刊のご挨拶  | 1  |
| ヘッドラインニュース  | 1  |
| 「CSR への取組み強化に係るアンケート」調査結果について                       | 4  |
| コラム 銀行業における CSR を考える                                | 5  |
| 日本総合研究所 上席主任研究員 足達 英一郎氏<br>「第 1 回 日本の CSR と欧州の CSR」 |    |
| 全銀協主催 環境講演会   | 6  |
| 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問<br>末吉竹二郎氏                       |    |
| 全銀協主催 金融調査研究会 CSR シンポジウム                            | 8  |
| 「金融機関における CSR 活動や環境配慮行動の充実に向けて」                     |    |
| 全銀協主催 人権・同和問題啓発講演会                                  | 11 |
| 跡見学園女子大学文学部教授 平木典子氏                                 |    |
| 全銀協の金融経済教育の取組み                                      | 12 |

### ヘッドラインニュース

#### ISO26000 に関するワーキンググループ第 4 回総会 (シドニー) が開催

1月29日～2月2日、ISO(国際標準化機構)のSR(社会的責任)規格に関するワーキンググループの第4回総会が、オーストラリアのシドニーで開催されました。

ISO26000 とは、会社だけではなく、あらゆる組織の社会的責任に関する国際規格として検討されているもので、通常の ISO 規格と異なり、「第三者認証を目的としないガイダンス文書にする」と決議されています。ISO として初めて、産業・政府・労働・消費者・NGO・その他という6セクターの各国の代表者が平等の立場で議論する「マルチステークホルダ

一の協働形式」で議論されており、平成 21 (2009) 年 11 月の発行を目指して平成 17 年から本格的な議論が進められているものです。

参加者が多いこと(今回、54 カ国から 275 名が参加)各代表が属するセクターも異なること、社会的責任に対する考え方も様々なこと等から、発行予定時期が延期されるなど議論は難航しているようですが、今回の総会を含め、これまでに課題の対象を、環境、ガバナンス、公正な事業活動、人権、労働慣行、消費者課題、コミュニティ参画・社会開発とすること等が合意されています。

CSR に関する規格は、国連グローバルコンパクトや GRI ガイドライン、環境省の環境報告書ガイドラインなど様々なものがありますが、本規格が発行すると、ガイダンス文書とはいえ ISO の影響力の大きさから、銀行の CSR に対する取り組みや報告書の編集方針等にも影響が及ぶ可能性があると思われます。



### 「チーム・マイナス 6%」個人チーム員が 100 万人突破

平成 18 年 12 月 21 日、「チーム・マイナス 6%」の個人チーム員が 100 万人を突破しました(同時点の法人・団体チーム員数は 9,525。本年 3 月現在でチーム員数約 108 万人、チーム企業・団体数約 1 万団体)。

「チーム・マイナス 6%」は、地球温暖化防止のための国民運動として平成 17 年 4 月にスタートしたもので、「COOL BIZ」「WARM BIZ」「ハロー！環境技術」など日常生活での温暖化防止活動を呼びかけています。

全銀協では、平成 17 年 6 月に、会員銀行に対して同運動で提唱されている冷房の 28

設定などの具体的行動に取り組むよう呼びかけるとともに、全銀協事務局としても参加しました。銀行界は、本年 3 月 20 日現在で、正会員・持株会社会員・準会員 187 行のうち 33 会員が参加しています。地球温暖化問題が深刻化するなか、今後、さらに参加する銀行が増えることが望まれています。登録はホームページ上で手軽にできるようになっています。  
<http://www.team-6.jp/>



### 経産省・環境省、自主行動計画フォローアップ報告書を公表

3 月 26 日、経済産業省および環境省は、産業構造審議会・中央環境審議会が取りまとめた報告書「2006 年度 自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等」を公表しました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8202>

平成 19 (2007) 年度は、京都議定書で定めた第一約束期間 (2008 年 ~ 2012 年) を控え、閣議決定事項である京都議定書目標達成計画の進捗状況および達成蓋然性を検証のうえ見直しを行う年度にあたるため、平成 18 年 11 月以降、中環審・産構審の合同会合が急ピッチで開催されています。

今回の報告書は、各業界や有識者からのヒアリング等を踏まえて纏められたもので、各業界の自主行動計画の進捗状況等についてランクをつけて評価がなされています。フォローアップの結果は、対象となる 33 業種のうち 21 業種が目標を達成しており、そのうち 8 業種が目標を達成していることを高く評価しているものの、今後の課題もあるとしています(同会合は経済産業省所管の産業・エネルギー転換部門を対象に行われており、銀行業界

は対象に含まれていません。)

今後の課題としては、自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大（未策定業種等への働きかけ・定性的目標の定量化の促進・政府によるフォロー強化・目標引上げ）、目標未達成業種の目標達成の蓋然性向上、CO2 排出量削減を意識した取組みの推進、業務・家庭・運輸部門の取組み強化、国内外への情報発信が挙げられています。



### 全銀協、第 20 回人権啓発標語入選作品を決定

2月26日、全銀協が第20回人権啓発標語の最優秀賞の受賞者2名および優秀賞の受賞者8名を対象に表彰式を開催し、斉藤副会長・専務理事から賞状と記念品が授与されました。

全銀協では、毎年、12月上旬の人権週間にあわせて人権啓発標語の募集を行っており、

今回は会員内選考後の226作品(会員内応募総数81,967作品)の中から入選作品として最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品を決定したものです。本年度の最優秀賞作品は次の作品です。

南都銀行 中西知英子さんの受賞作品

考えてますか相手の気持ち

見直してますか自分の心

北日本銀行 高田徳幸さんの受賞作品

気を付けて 自分の言動 相手の思い

同じ目線でふれあう社会



### ご存知ですか？グリーン購入法 = = = 電力使用量の削減のヒントもあります = = =

グリーン購入法とは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の通称です。同法では、国・独立行政法人に環境に優しい商品の購入（グリーン購入）を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。具体的な品目とその基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」によって、コピー用紙やボールペン、自動車などが定められていますが、本年2月に同方針についてトナーカートリッジ等を追加する改正が行われました。http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7971

この改正で、新たに「庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例」という別表が追加されています（「基本方針」135頁。下記抜粋ご参照）。これは、受変電設備や照明、ボイラ - などの設備ごとにチェックシート的に対策が列記されているもので、相当の電力消費量等の環境負荷低減を期待できるものもあることから、各行が取り組むことにより昨年11月に設定・公表した銀行界の電力使用量削減の数値目標達成に寄与するものと思われます。現在、行っている対策に追加できるものがないか、今いちどチェックしてみたいかがでしょうか。

#### 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例（抜粋）

| 対象設備等 | 省エネルギー対策（例）           | 管理基準（例） | 日常・定期点検 | 利用者の協力 | 管理運用面 |
|-------|-----------------------|---------|---------|--------|-------|
| 受変電設備 | 受変電室の室内温度の見直し         | 季節ごとに実施 |         |        |       |
|       | デマンドの状況により手動によるこまめな調節 | 随時実施    |         |        |       |
|       | 進相用コンデンサによる力率管理の徹底    | 随時実施    |         |        |       |

# 「CSR への取組み強化に係るアンケート」の調査結果について

全銀協では、「全銀協 CSR レポート」の発刊にあたり、レポートの企画やコンテンツに関して正会員（調査時 128 行）の皆様にはアンケート調査を実施しましたので、結果の概要についてご報告します。

いただいたご意見につきましては、今後、本レポートを作成する際に活用してまいります。

## 1. レポートで取り上げたいジャンル

| 銀行自身の取組みについて       | 回答銀行数 |
|--------------------|-------|
| 社会貢献(ｽﾀ)ｸ          | 104   |
| 環境負荷低減(ｸﾞﾘｰﾝ購入を含む) | 94    |
| 金融教育               | 80    |
| 雇用(両立支援、機会均等、障害者)  | 54    |
| 社会対話               | 34    |
| 人権・同和問題            | 12    |

| 商品・サービスを通じた取組みについて   | 回答銀行数 |
|----------------------|-------|
| CSR 全般促進             | 110   |
| 環境配慮商品               | 83    |
| 高齢者対策                | 55    |
| 投融資先企業・案件の環境配慮チェック   | 53    |
| 子育て支援                | 45    |
| 再チャレンジ(多様な機会のある社会)推進 | 39    |
| 障害者対策                | 33    |
| 防犯対策                 | 25    |

## 2. レポートで取り上げたい先と紹介形式

| 取り上げたい先   | 回答銀行数 |
|-----------|-------|
| 他の金融機関    | 103   |
| 行政機関      | 57    |
| 全銀協       | 49    |
| 一般企業      | 44    |
| 有識者       | 26    |
| 国際機関      | 19    |
| NPO / NGO | 16    |

| 希望する紹介の形式    | 回答銀行数 |
|--------------|-------|
| ｲﾝﾀﾞｸﾞ-形式    | 69    |
| 事務局起案による原稿形式 | 49    |
| 寄稿による原稿形式    | 45    |

## 3. ホームページ等によりレポートを一般公表する

### にあたって期待することや留意点

- (意見が多く寄せられた順に意見を列挙。以下「4.」「5.」も同様。)
- ・ 銀行業界の取組みをPRする視点や工夫が必要である
  - ・ 様々な金融機関の取組み状況の掲載を希望する
  - ・ 他行との比較による差別化を避け各行の取組み状況を考慮のうえ公表すべきである
  - ・ 分かり易さやタイムリーな情報発信等を心がけることで、一般利用者に幅広く理解してもらえるHPの構成とすべきである

## 4. CSR 活動について具体的に知りたい内容

- ・ 特徴的な CSR 活動の具体例など各行の取組み状況
- ・ CSR 担当部署や人員構成をはじめとした各行の CSR 推進体制
- ・ 各行の CSR 報告書に関する動向
- ・ 銀行界がステークホルダー等から求められている CSR 活動の内容
- ・ ステークホルダーへの情報開示方法
- ・ CSR 活動の定義

## 5. 全銀協が行う会員の CSR 活動の支援についての

### 意見・要望

- ・ CSR 関連情報の提供を希望する
- ・ 会員銀行間の意見交換の場の設置、講演会・セミナー等の開催を希望する
- ・ 業界としての CSR ガイドラインや、業界全体で取り組むことができる CSR 活動の検討を要望
- ・ 画一的な CSR 活動を強制等することがないよう配慮を希望する
- ・ CSR 全般を対象として扱うことを希望する
- ・ 各種ステークホルダーとの対話を実施することを希望する

## 第1回 日本のCSRと欧州のCSR

## 第1回 日本のCSRと欧州のCSR

## はじめに

CSRという言葉が、にわかになが国銀行界でも脚光を浴びてきた。元来、高い公共性を有すべき銀行が改めて「社会への感度」を高めようとする動きは歓迎されてよいだろう。今号からはCSRをキーワードに、海外の動向から学ぶべき点を紹介していきたい。

## 欧州のCSR

日本でCSRというと法令遵守や社会貢献活動を連想される方が大変多い。これが誤りというわけではないが、10年ほどにわたってこの言葉のブームを牽引してきた欧州での議論とはやや噛み合いにくいところもある。彼らの定義は「企業が自発的に、社会側面ならびに環境側面の懸念を本業やステークホルダーとの対話のなかに組み入れること」である。まず「ステークホルダー」の存在があり、企業活動によって生じている「社会側面ならびに環境側面の問題」に懸念を抱いている。企業はそうした状態を放置しておくことを得策でないと判断して、これらの期待に応えようと行動をとる。これがCSRである。

したがって、CSRに取り組むと宣言するためには「自社が社会側面ならびに環境側面で問題を生じさせている」と自己認定するという大きなハードルが待ち構えている。事実、世界を概観してみても、CSRに取り組むと明快に宣言している銀行は、ドイツ銀行、オーストラリア国立銀行のほか英国のバークレイズ、王立スコットランド、ロイズ、ハリファックス、HSBCやスタンダードチャータード銀行など世界でもまだ少数なのが現状だ。例えば、オランダのABNアムロ銀行では「持続的発展への努力」という言い方はしているが、CSRに取り組むとはしていない。それでも、同行のサステナビリティレポートでは「ジレンマ」という章を設け、例えば「サハリンプロジェクト」などで厳しい批判に晒されて

いることを率直に報告しているのが興味深い。

## 新たなガイダンスが求めるもの

したがって、現在議論が進んでいるISO26000の原案づくりにおいても、規格の適用範囲に「ステークホルダーの特定と関与に手引きを与える」という記述が盛り込まれ、CSRの定義に「ステークホルダーの期待を配慮したものであること」という条件付けがなされ、さらに原則にも「ステークホルダーの権利の承認」という文言が明記された背景には、いま述べた欧州流のCSR解釈が強く影響しているといえるだろう。

また、非財務情報に関する報告書のグローバルスタンダードであるGRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）ガイドライン第三版（2006年10月）が、開示の網羅性よりも「重要性ある項目の選択こそが大切だ」と、その考え方を修正し、重要性ある項目の選択にステークホルダーとのコミュニケーションが必須としたのも同じ潮流のうえにある。

## 日本のCSRが取り残されないために

ときに「日本ではステークホルダーの発言力も大きくないし、社会的課題の種類も海外とは異なる。したがって日本流のCSRがあってもよい」とする意見がある。しかし、邦銀が再び海外市場拡大や外国人株主を意識するというなら、それでは通用しない。CSRを一過性のブームに終わらせないために、これまでとは何が異なるのかという理解と、これまでとは異なる関係を社会とのあいだで築くという決意が、いま求められている。

## 執筆者ご紹介

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏  
日本総合研究所 創発戦略センター 上席主任研究員  
昭和61年 一橋大学経済学部卒業。環境やCSR経営の視点から見た産業調査、企業分析の分野が専門。

足達氏には、「銀行業におけるCSRを考える」をテーマに数回にわたりご執筆いただく予定です。

全銀協は、3月6日、「平成18年度環境講演会・金融調査研究会CSRシンポジウム」を開催し、会員銀行・一般参加者の約200名の方が出席しました。

当日は、末吉竹二郎国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問から「環境と金融を巡る新しい流れ」と題する基調講演が行われた後、金融調査研究会第1研究グループの研究成果の発表を目的に、「金融機関におけるCSR活動や環境配慮行動の充実に向けて」と題するシンポジウム(司会:清水啓典一橋大学大学院商学研究科教授、パネリスト7名)を開催し、今後、金融機関に求められることなどについて、活発な意見交換を行いました。

本号では、この講演会の要旨と、金融調査研究会シンポジウムの模様についてご報告します。

### (第1部) 環境講演会「環境と金融を巡る新しい流れ」

国連環境計画・金融イニシアチブ  
特別顧問 末吉 竹二郎氏

< 金融に対する社会の期待の変化 >

- ・ 金融機能は社会の重要なインフラストラクチャーであり、地球温暖化問題等、非常に難しい問題に直面している中において、金融機能やそれを担う金融機関に対する社会からの期待が高まっている。
- ・ Rainforest Action Network (RAN) という NGO が、2000年にアメリカのトップ4の金融グループに対して環境を破壊するような事業への投融資をやめさせるキャンペーンを行った。この運動を受けて、例えばシティバンクでは、「地球社会が直面している大きな課題を理解すると同時に、金融力を使って環境保全、貧困の撲滅、経済成長の3つの課題解決を図る」という環境コミットメントを発表した。例えば、熱帯雨林を破壊するようなプロジェクトには資金を出さないといったことであるが、同行がこうした判断をしたのは、同行の預金者や投資家がそうした資金の使われ方を欲せず、RANの運動を支持したためである。
- ・ 昨年4月、アナン国連事務総長(当時)が Principles for Responsible Investment (責任投資原則) を提唱した。これは、機関投資家が投資決定する際の投資分析と意思決定のプロセスに環境(E)、社会的責任(S)、ガバナンス(G)あるいは人権問題を反映させていくべきという原則であ



り、巨額の資金を動かす機関投資家の投資の在り方、すなわち金融機能を使うことによって地球的課題の解決を図りたいという強い思いがあると思う。

### < 期待の変化の背景 >

- ・ 今、地球社会は、地球温暖化の問題やグローバル化の負の遺産の拡大など、非常に大きく深刻な問題を抱えているのである。これらの課題を解決するためには、公的部門、ビジネス、市民の3つの社会を構成する重要ファクターがコラボレーションしていかなければならない。公的部門の力が衰えているなか、金融機関の役割は非常に大きいといえる。例えば、世界の株式市場の時価総額（約50兆ドル）の約4分の1は年金基金といった機関投資家が持っており、この資金が新しい方向に動き始めると、どんな力を発揮するのかが容易に想像できると思う。これからの金融機関には、社会における重要インフラとしての金融機能を担うものとして、どのような行動をとるべきかということが問われている。
- ・ 投資等の世界に新しい哲学が生まれようとしている。すなわち、ESGに取り組む企業は取り組まない企業よりパフォーマンスに優れるという仮説を信じようという動き、金融機関は地球的課題を解決するためにもっと協力すべきという動き、金銭的価値だけでなく倫理的価値を含めて企業の価値を計っていくという動きである。

### < 日本の金融界に望むこと >

- ・ こうしたなか、日本の金融界に対し、金融機関が社会的課題に対して金融機能をどう活用していくのかということをもっと考えること、欧米等に比べてはるかに欠けている地球温暖化問題への危機感を共有すること、そのうえで地球温暖化問題が金融ビジネスにどのような関わり合いがあるのか考えていくこと、環境と金融の国際的なルール作りにもっと参画すること、金融機関が地球的課題についてどのように考えているのかといったメッセージを積極的に発信すること、ということを目指したい。

### < おわりに >

日本は、世界第2位のGDPを誇るなど経済的な繁栄を謳歌しているが、日本だけの力でここまで来たとは到底思えない。世界の中において、日本が世界とどう協力していくのか、どう貢献できるのか、そういった視点を失った途端、日本の繁栄は終わるのではないかと思う。地球温暖化問題は極めて難しい問題であるが、日本の金融機関には地球規模的な視点を持って環境問題への取組みを一層強化していただくことを期待している。

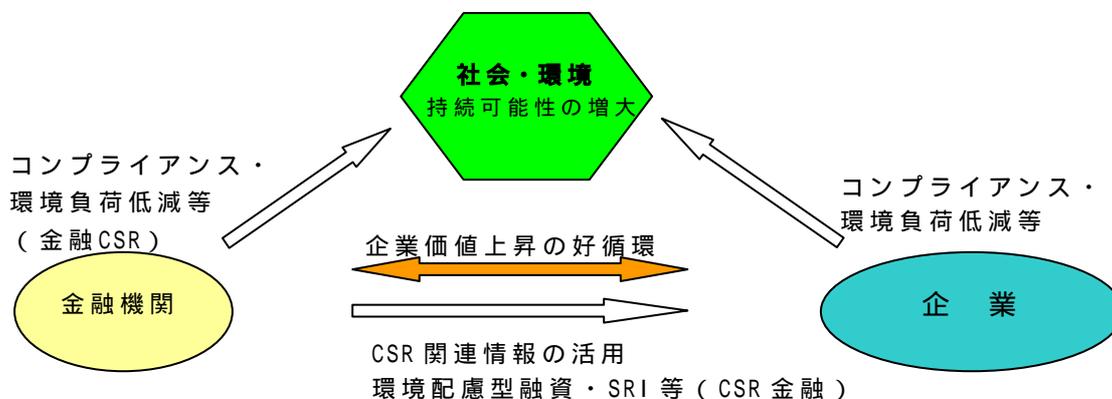
## (第2部) 金融調査研究会 CSR シンポジウムの概要

(シンポジウムの概要)

最初に、清水主査から、今回の金融調査研究会における研究の趣旨等について、当日配付した「金融機関における CSR 活動や環境配慮行動の充実に向けて」(研究とりまとめ)に沿って説明があった後、パネル・ディスカッションを行った。清水主査からのご説明、その他各パネリストからのご発言等の概要は以下のとおりである。

|       |                             |                     |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| パネリスト |                             |                     |
| 清水 啓典 | 一橋大学大学院商学研究科教授〔司会〕          | (金融調査研究会第1研究グループ主査) |
| 首藤 恵  | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(同委員)    |                     |
| 谷本 寛治 | 一橋大学大学院商学研究科教授(同委員)         |                     |
| 馬奈木俊介 | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所助教授(同研究員) |                     |
| 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科助教授(同研究員)      |                     |
| 末吉竹二郎 | 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問         |                     |
| 金井 司  | 住友信託銀行企画部 CSR 担当部長          |                     |

【イメージ図】 CSR を通じて、社会・環境の持続可能性と企業価値との間に好循環を形成



清水主査：

今回の研究においては、まず、企業も社会の一員であるという観点からの義務、本業を通じた社会的課題の解決、そして社会との共存のための活動、の3つの側面から CSR の定義について整理を行った。

このような大きな整理の中で考えると、「本業を通じた社会的課題の解決」が、金融機関の CSR の中心的な活動になるのではないかと考えられる。

金融機関の本来の役割は情報生産機能にあり、その情報生産機能、具体的には、投融資全般の仕組みの中に、いわゆる E (環境)・S (社会)

的責任)・G(ガバナンス)を組み込んでいく。これを通じて、あるいは新しい金融商品等を通じて、社会的課題に取り組むという活動が重要である。

金融機関経営とCSRの関係については、本業を通じた社会的課題の解決のために、その活動が収益や企業価値向上につながる途が明確であるということが必要であって、株主、預金者等に対して、十分に説明責任を果たす必要がある。

「研究とりまとめ」では、最後に「今、金融界に求められること」として、以下のような提言をまとめている。

企業に求められている社会的な役割を自覚する

金融機関経営者は、「CSRは経営そのもの」と認識する

金融機関の情報生産機能を活用してCSR活動を行う

環境問題においても積極的な役割を果たす

ステークホルダーへの説明責任を果たす

業界団体としても金融機関のCSR活動を積極的に支援する

谷本委員：

「金融機関のCSR」という場合、自社のCSRを確立するという意味での「金融CSR」と、産業界のCSRを評価し支援するという意味での「CSR金融」の2つの側面がある。まず社会的に責任ある経営を確立する金融CSRが求められ、その上で、企業の環境など社会的な事業活動を支援するCSR金融に取り組む資格が与えられる。

CSRを本当に企業の現場に定着させていくには、さまざまなステークホルダーとの関係の中で、どういう期待や不満の声があるのか、アンテナを張って拾い上げ、調整していく、という地道な作業を進めていく必要がある。

首藤委員：

金融機関が本業を通じたCSRを企業価値に結びつけていく上で、どういった情報が必要と考えられるか。CSR活動について、企業価値に寄与するという観点から、ファイナンス理論の上では、ビジネスチャンスとして捉える、リスクマネジメントとして捉える、という二つの見方をすることができる。

CSR活動は利益の源泉かといった議論が多いが、収益性の向上よりもリスクの軽減が企業価値に与える効果が重要である。私が最近行った実証研究でも、リスクとCSRへの取り組みとの間で有意な関係を示しているので、リスクマネジメントとしての重要性を指摘したい。

馬奈木 研究員：

環境ファンドや SRI ファンドの拡大を図る上で、非財務情報の開示がどのような役割を果たすかという課題に対しては、非財務情報を用いた定量的な分析の成果が金融機関等の内部に蓄積されれば、それを踏まえた株主や預金者への説明が可能となり、本業を通じた CSR が中長期的に企業価値の向上につながる途を、明確にできるという効果に期待したい。

柳川 研究員：

CSR に関して、金融機関は、自らの行動基準を自ら積極的に作っていくことが求められている。今回の「研究とりまとめ」の中で、「今、金融界に求められること」として提言した 6 項目についても、そのような観点から解釈し、そこからより具体的な課題を引き出して、取り組むことが求められている。

末吉 特別顧問：

そもそも CSR とは何かという視点に立ち返り、日本の CSR は非常に短期間のうちに始まった傾向が強いので、自分達にとって必要な CSR を、相当時間をかけて、将来にわたって検討していく必要があるのではないかと、今後、新たな経営上の問題が発生したときに、CSR の重要性が低下する、あるいは CSR の重みが変わってしまうことが懸念される、CSR の必要性、それを行うことの理由付け、また CSR 活動に対する評価、といったことについて、各金融機関の内部でさらに議論を深める必要がある、といった課題を提起したい。

金井 部長：

私なりに「今、金融界に求められていること」として、金融機関が社会・環境に係る問題を解決するためにできることはかなり幅広いが、現状ではそのうちの一部にしか取り組んでいないことを認識する、世界における CSR を巡る動きは相当速いので、日本も負けずに、ホット・イシューに主体的にコミットする、日本の資産運用業界では依然として SRI ファンドや環境ファンドに消極的な姿勢が見られるが、議論よりも行動で、質の高いファンドを組成していくことが、普及のためには必要である、といった 3 点を挙げておきたい。

今回の研究成果である「金融機関における CSR 活動や環境配慮行動の充実に向けて」、およびパネル・ディスカッションの詳細は、全銀協機関誌「金融」2007 年 4 月号に掲載しています。

# 金融機関における CSR 活動や環境 配慮行動を考える

## 「第34回人権・同和問題啓発講演会」の要旨について

全銀協は、2月26日、第20回人権啓発標語入選者表彰式に引き続き、平木典子 跡見学園女子大学文学部教授を講師として、「職場の人間関係向上のためのアサーション(自己表現) - パワハラ・セクハラへの対策として - 」というテーマでご講演いただきました。その講演の要旨をお知らせします。

現代の日本は、これまで無意識であった人権問題に対して、きちんと「意識化」しなければならない状況になってきた。その背景は、人権意識の高い他国や他文化の人達と接する機会が増えたこと、人間関係に、年齢や権力・地位などのパワーによる関係が加わってきたこと、実力や業績、ジェンダー等による格差や役割で差別が行いがちになってきたこと、成果主義により、成果に直結しないメンテナンス的な仕事が評価されなくなり人間関係が軽視されるようになったことが挙げられる。また、成果が重視され、家庭や健康の維持といったことがおざなりになった結果、仕事への意欲が薄れ、職場の人間関係を悪くし、うつや自殺を招くことが人権侵害にあたるということが認識されてきた。

セクハラやパワハラを含め、職場における人権問題を考えるにあたっては、コミュニケーションを良くすること、特に「自己表現」(アサーション)をすることが重要である。人はそれぞれ感じ方、考え方が違って当たり前なので、人と接する際には早合点や誤解が起こりうることを前提として自己表現をしていく必要がある。

自己表現は、大きく 非主張的(non-assertive)、 攻撃的(aggresive)、 アサーティブ(assertive)の3つに分けられる。 は、相手の気を悪くしないために自分の主張を抑えて相手を立てるような自己表現である。パワハラやセクハラを受ける人に多くみられる態度で、不満を蓄積させて急にキレたり、自分を責めてうつ状態になるなどの問題がある。 は、相手を抑えて自分の主張を通すような自己表現であり、自分の意見に相手を従わせようとしたり、命令したりする。上司などパワーをもつ人が行いがちである。

は、自分も相手も大切に自己表現であり、自分の気持ちを把握したうえで、それを相手に伝えてみるとともに、相手の思いも聴き、さらに意見交換する用意をしておくというものである。

考え方や立場、置かれている状況の違いにより必ずしも自分の意見が通らないときもあるが、その場合でも相手を尊重しつつ意見を主張し合い、互いに歩み寄ったり、解決策を一緒に模索していくことが重要である。職場の人権を考えるうえでは、こうしたアサーティブに自己表現できる雰囲気づくりが大事であり、特に役職者には気を配ってほしい。



跡見学園女子大学文学部教授 平木典子氏  
(現在は、東京福祉大学大学院教授)

# 全銀協の18年度金融経済教育の取組み

近年、金融広報中央委員会が17年度を「金融教育元年」と名づけて大々的に金融経済教育をPRしたほか、同年、金融庁が「金融経済教育懇談会」を設置して「金融経済教育に関する論点整理」をとりまとめる等、銀行界にとって金融経済教育が取り組むべき大きなテーマの1つとなっています。

全銀協では、昭和46年からすでに銀行を紹介するパンフレットやビデオを作成し、関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布する等、長年に亘って金融経済教育に取り組んできました。

本号では、平成18年度の全銀協における取組みをご紹介します。

メントアイ「ザ・バンク！」銀行の役割と金融取引の注意点を徹底取材」を制作し、全国の高等学校等へ配布しました。



このほか、10月に消費者向けホームページ「MORE BANK」を全面リニューアルした際に、パズルゲームやおこづかい帳の作成ができるKIDS（キッズ）コーナーを新設したほか、12月には、金融広報中央委員会主催の「金融教育フェスティバル2006」に参加し、全銀協ブースを設置してクイズに答えてくれた親子などに金融犯罪ゼロキャンペーン用リーフレットやハンカチを提供したほか、子供用の写真付き模擬預金通帳や塗り絵式の模擬キャッシュカード作りを行い、親子が楽しみながら銀行への関心を持つ



## 消費者向けの啓発活動

パンフレットについては平成19年3月に消費者の方々から寄せられる銀行に対する疑問や質問（例えば、「なぜ、預金口座を開設したり振込みを行う時に本人確認資料が必要なのか」等）についてQ&A形式でわかりやすく解説した「なぜ？どうして？どうしたらいいの？銀行Q&A」を作成して、全国の消費生活センター（532ヶ所）や会員銀行等に配布したほか、18年9月には近年の会計制度の変更や新しい自己資本比率規制（いわゆる「パーゼル」）の導入を踏まえ、「やさしい銀行のよみ方 Part 1」の改刷を行い、関係先に配布しました。また、ビデオは、高校生にも理解できるよう銀行の役割や金融取引の注意点をまとめた「ドキュ



てもらえるようなイベントを展開しました（同フェスティバルにはマジシャンのマグー司郎氏にも参加してもらい、会場で金融犯罪ゼロキャンペーンに関連したマジックを実演してもらいました）。



#### 学校教育関係

金融経済教育関係の教材については、(財)経済広報センターのプロジェクトに協力するかたちで、小学校5年、6年生向けの環境教育テキストのシリーズの1つとして「環境問題に取り組む日本の銀行」の作成に協力するとともに、小学生高学年の教員用金融教育テキスト「子どもに教えるお金と金融の仕組み」の作成に協力しました。

なお、後者のテキスト完成に関連して、1月に東京と大阪で同テキストを用いた教師向けの模擬授業が開催され、「今、子どもたちに必要な金融教育」というテーマで東京銀行協会職員および大阪銀行協会職員が基調講演を行いました。19年度は同様の模擬授業が福岡、金沢でも開催される予定となっています。

さらに、学校の先生にも銀行の役割を理解してもらうことを目的として、本年度から経済広報センターの「教員の民間企業研修」プログラムに協力し、8月7日から9日の3日

間、東京都の教員5名の研修受け入れを実施し、銀行および銀行協会の役割、金融犯罪への取り組み、銀行協会が取り組んでいる金融経済教育等について理解いただくとともに、学校における金融経済教育展開の一助としていただきました。

このほか、8月には大阪銀行協会が本年度も高等学校の先生を対象に「銀行セミナー」を開催しました。



#### どこでも出張講座（講師派遣）

平成15年度から実施している無償で全国各地に協会職員が出かけていく「どこでも出張講座（講師派遣）」は、全国58か所を訪問しました。訪問先は消費生活センター、各地金融広報委員会、地方公共団体、学校（大学、高校、中学）、老人クラブ、勉強会グループ等であり、「銀行の金融商品と金融取引の留意点」、「ローン・クレジットを利用する際の留意点」、「金融犯罪の手口と対策」等が主な講演テーマとなっています。

なお、8月には、さいたま市消費生活総合センターが主催する夏休み親子セミナーのプログラムに参加し、子供用の写真付き模擬預金通帳作り、札勘体験等を通じて銀行の基本的仕組み等を説明しました。

### - 全銀協のどこでも出張講座（講師派遣）のご案内 -

全国銀行協会では、各地域・グループ・学校などで開催される研修会や学習会などに、ご依頼に応じて講師を派遣させていただく「どこでも出張講座」を実施しています。金融の仕組みや銀行業務に関して、「専門家から話を聞きたい!」という場合には、全国どこにでも無料で駆けつけますので、是非、お気軽にご利用ください。

申込み等の詳細については、全銀協ホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp>)をご覧ください。

照会先：全国銀行協会 企画部広報室 TEL：03-5252-3720 FAX：03-3214-0230

平成 18 年度 全銀協のどこでも出張講座（講師派遣）の実績

派遣先別内訳 (単位:件)

| 派遣先             | 18 年度 | 17 年度 | 16 年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 消費生活センター        | 9     | 12    | 13    |
| 地方公共団体(消費者向け)   | 6     | 15    | 10    |
| 地方公共団体(職員向け)    | 6     | 2     | 8     |
| 消費者グループ等        | 11    | 5     | 5     |
| 学校(大学・高校・中学・小学) | 15    | 4     | 7     |
| 非営利法人           | 3     | 4     | 3     |
| 金融広報委員会         | 8     | 2     | 6     |
| その他             | 0     | 0     | 3     |
| 合 計             | 58    | 44    | 55    |

テーマ別内訳 (単位:件)

| テーマ                | 18 年度 | 17 年度 | 16 年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 金融取引の留意点           | 10    | 18    | 11    |
| 金融犯罪・偽造キャッシュカード    | 20    | 13    | 2     |
| 預金保険制度             | 1     | 12    | 28    |
| 金融商品・外貨預金          | 12    | 8     | 6     |
| ローンとクレジット          | 5     | 5     | 5     |
| ディスクロージャー誌の見方      | 2     | 3     | 7     |
| 銀行取引とトラブル          | 0     | 2     | 2     |
| 銀行の役割・特長、お金や銀行のしくみ | 12    | 2     | 2     |
| 銀行業界の状況            | 3     | 0     | 5     |
| その他                | 8     | 2     | 3     |
| 合 計                | 73    | 65    | 71    |

複数テーマの講演があるため派遣件数とは一致しない。

\*\*\*\*\*

【発行】全国銀行協会  
 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1  
 03(5252)4323 Fax03(3214)3429  
 掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。